

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 確定申告で外国税額控除の適用を失念した場合の更正の請求の可否

##### 《内容》

このたび関与先となったA社は、平成29年3月期の確定申告において、外国税額控除制度の適用を失念し、確定申告書に控除を受けるべき金額の記載及び明細書の添付を全くしていませんでした。このような場合であっても、更正の請求を行い、その適用を認められるのでしょうか。

### 『答』

A社の平成29年3月期の確定申告に係る外国税額控除制度の適用について、修正申告に該当しないケースであれば、更正請求書に控除を受けるべき金額の記載及びその計算明細書（申告書別表六（二））を添付して提出することにより、更正の請求によってその適用を受けることが認められます。

#### （解説）

1 従来、法人税法上の受取配当等の益金不算入については、確定申告書等（確定申告書及び仮決算による中間申告書）に、益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載を要件にその適用ができるものとする、いわゆる「当初申告要件」が付されていました。そのため、確定申告書等にその記載を失念すると、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、修正申告や更正の請求によって、その適用を受けることはできませんでした（旧税法23⑧⑨）。

2 しかし、平成23年12月の税制改正により、法人税法上の特定の制度のうち、当初申告要件（確定申告書等にその適用を受けるべき金額など一定の事項の記載又は一定の書類の添付を要件とするもの）が廃止され、このうち次に掲げる法人税法上の制度等については、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税については、ご質問のように、

確定申告において外国税額控除の適用を全く受けていない場合であっても、修正申告書や更正請求書に控除を受けるべき金額の記載及びその計算明細書（申告書別表六（二））を添付して提出することにより、修正申告や更正の請求によってその適用を受けることが認められています（平成23年12月改正法附則17）。

（1）受取配当等の益金不算入（法法23⑦）

（2）外国子会社からの受取配当等の益金算入（法法23の2③）

（3）国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法37⑨）

（4）所得税額控除（法法68③）

（5）外国税額控除（法法69⑩⑪）等

3 上記のように、当初申告要件の廃止は、基本的に法人税法上の制度に限られています。このように、当初申告要件が廃止された制度にあっては、修正申告または更正の請求によっても、その制度や特例の適用を受けることができます。この場合、修正申告にあっては、納付すべき税額を減少させる修正申告はできませんから（通法19）、他に税額を増加させる要因があって、結果的に納付すべき税額が増加する場合に限って、適用することができます。納付すべき税額が減少する場合には、更正の請求によります。

4 したがって、ご質問のA社の平成29年3月期の確定申告に係る外国税額控除制度の適用について、修正申告に該当しないケースであれば、更正請求書に控除を受けるべき金額の記載及びその計算明細書（申告書別表六（二））を添付して提出することにより、更正の請求によってその適用を受けることが認められます。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。